

# 福岡県公報

令和三年十一月二十六日  
第二百五十三号  
増刊 ①

## 目次

規則 (第四十七号-第四十九号)

(会計課) ……………一

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

規則 (経営技術支援課) ……………一

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………二

## 正誤

○福岡県職員の手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (令和三年福岡県人事委員会規則第二十二号) 中正誤 ……………三六

## 規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十一月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第四十七号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条の五の見出しを「(指定納付受託者)」に改め、同条中「地方自治法第二百三十一条の二第六項」を「法第二百三十一条の三第一項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、「その旨を告示し」を削り、同条に後段として次のように加える。

同条第三項の規定により変更の届出があつたとき及び法第二百三十一条の二の七第

一項の規定により指定を取り消したときも、同様とする。  
第一百一条第一項第三号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。  
第一百六十九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、契約担当者は、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならぬ。

一 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二條、第二十三條第一項又は第二十四條に規定する土地の貸付けをする場合 当初契約締結時の貸付料の三分分に相当する額

二 借地借家法第二十三條第二項に規定する土地の貸付けをする場合 当初契約締結時の貸付料の二分分に相当する額  
第二百二十五條第一項第一号中「(平成三年法律第九十号)」を削る。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八十五条の五及び第一百一条第一項の改正規定は、令和四年一月四日から施行する。

(福岡県営林規則の一部改正)

2 福岡県営林規則(昭和三十九年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。  
第十四條中「第六十九條第六項」を「第六十九條第七項」に改める。

福岡県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十一月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第四十八号

福岡県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和六十年福岡県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。別表を削る。

様式第二号、様式第三号及び様式第四号中「（第5条）」を「（第6条）」に改める。

様式第五号中「（第7条）」を「（第6条）」とし、「肥料の品質の確保等に関する法律第7条」を「肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項」及び「第8条」を「第7条」に改める。

附則

この規則は、令和三年十二月一日から施行する。

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十一月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十九号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第四章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例（第五章 雑則（第百条）」

第九十二条―第九十九条）を「第四章 雑則（第九十二条）」に改める。

第七条中「第十六条の第五第四項」の下に「（法第十三条の四第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を加え、「又は保証人」を「保証人又は指定納付受託者」に改める。

第八条の三に次の一項を加える。

3 所長は、前項の交付要求をしたときは、その旨を第六号の五様式による通知書により滞納者及び質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

第三十一条第七十五号の次に次の一号を加える。  
七十五の二 配当計算書更正通知書、同付属書

様式

第三十一条第六号中「差押解除書及び差押財産引渡済依頼書」を「差押解除書及び差押財産引渡済通知書」に改め、同条第七号中「差押財産引渡済依頼書」を「差押財産引渡済通知書」に改める。

第四十三条第三項中「第十項まで」を「第十四項まで及び付則第八条各項」に改める。  
第四十七条第四項中「第八条の四第五項」を「第八条の四第七項」に改める。  
第四章を削る。

第五章中第百条を第九十二条とする。  
第五章を第四章とする。

様式目次中

六の五 削除	六の五 地方税法第十四条の十六による交付要求通知書	八条の三	に、
六十一 の三十 属書	配当計算書、同謄本、同付属書	三十一 条	を
六十一 の三十 属書	配当計算書、同謄本、同付属書	三十一 条	に、
七十三 の二 の四	法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の徴収猶予（延長）許可（不許可）（取消）通知書	三十四 条の六 三十九 条の二	を

第二号の四様式を次のように改める。

七十三 の二の 四	法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の徴収猶予(延長)許可(不許可)(取消)通知書	三十四 条の六 三十九 条の二 の三	に、
百三十 三	軽油引取税の免税機械等に係る異動(減失)申請書	附則九条 の二の四 四十七 条の十六	を
百四十 三	県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書	百十一 条 九十二 条	に改め、
百四十 四	(削除)		
百四十 五	県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクログラムによる保存の承認申請書	百十一 条 九十四 条	
百四十 六	県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認(却下)通知書	百十一 条 九十五 条	
百四十 七	県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認に係る通知書	百十一 条 九十六 条	を削る。
百四十 八	県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書	百十二 条 九十七 条	
百四十 九	県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書	百十二 条 九十七 条	
百五十 一	主たる事務所又は事業所の移転に係る県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書	百十三 条 九十八 条	
百五十 二	県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書	百十四 条 九十九 条	

第2号の4様式（第4条の2関係）

相続人代表者指定（変更）届出書				
年 月 日				
県税事務所長 様  相続人代表者 住(居)所(所在地) 氏名(名称) 法人番号 <input style="width: 150px; height: 15px;" type="text"/>				
次のとおり相続人の代表者を指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。				
被 相 続 人	死 亡 時 住 ( 居 ) 所			
	氏 名	死 亡 年 月 日	年 月 日	
相  続  人	氏 名 ( 名 称 )	住 ( 居 ) 所 ( 事務所・事業所の所在地 )	被相続 人との 続 柄	相続分
	代 表 者	/		
	代 表 者 以 外	法 人 番 号		
	備 考			

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名をしてください。

相続人が個人の場合、個人番号の記載は不要です。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第三号様式その三の三を次のように改める。

第3号様式の3の3 (第6条関係)

福岡県 自動車税 (種別割) 年度 納入済通知書

Form with fields for license number, name, address, and tax details.

Form with fields for payment date, amount, and recipient information.

福岡県 自動車税 (種別割) 納付書 (店舗控)

Form with fields for payer name, amount, and date.

福岡県 自動車税 (種別割) 年度 納税通知書兼領収証書 (納税者用)

Form with fields for license number, amount, and date.

自動車税 (種別割) 納税証明書 (継続検査・構造等変更後適用)

Form with fields for registration number, license number, and ID.

納付後2週間以内に車検を受ける場合を除き、納税証明書の提示を省略できます。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）（第二次納税義務者等用）

<b>納付（納入）通知書</b>										第	号						
										年	月	日					
様																	
										福岡県	県税事務所長	印					
<p>あなたは、地方税法第 条 項の規定により、第二次納税義務者（保証人・指定納付受託者）として、下記の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額を納付（納入）しなければならないことになりましたので、納付（納入）の期限までに納付（納入）してください。</p> <p>なお、下記金額のほか完納の日まで地方税法に基づく延滞金が増加されます。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>																	
納 税 者  ( 特 別 徴 収 者 )	住（居）所																
	氏 名																
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限		税 額	※ 延滞金額	加算金額	摘 要						
				調定事由	連番	法定納期限等						円	法律による金額 円	円			
	滞納処分費（法律による金額）										円						
本書作成の日までに徴収すべき金額										千	百	十	万	千	百	十	円
上記の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額								納付（納入）の期限			納付（納入）場所						
円								年	月	日							
理 由																	
備 考																	

注 ※印の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

備考 1 この通知書は、第二次納税義務者、保証人又は指定納付受託者から徴収金を徴収しようとするときに、地方税法第11条第1項、第13条の4第1項又は第16条の5第4項の規定により、これらの者に告知する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第六号の三様式中「この通知書作成」や「本書作成」及び「ために使用する」や「場合に使用する」及び「滞納金額」の欄」や「滞納金額」欄」及び「譲渡前」や「その譲渡前」に改める。

第六号の四様式及び第六号の五様式を次のように改める。

第6号の4様式 (第8条の3関係)

地方税法第14条の16による交付要求書 第 号														
(要求先の執行機関名) 年 月 日														
様														
福岡県 県税事務所長 印														
地方税法第14条の16第5項の規定により、下記徴収金額を下記担保権者が配当を受けるべき金額のうちから徴収するため交付要求します。														
滞納者 特別徴収 義務者	住(居)所													
	氏名													
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要			
				調定事由	連番	法定納期限等								
								円	法律による金額 (円)	円				
									法律による金額 (円)					
									法律による金額 (円)					
※滞納処分費(法律による金額)			円											
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
徴収金額		「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額												
交財産 要求又は 事件に係る 名														
	執行機関名					差押年月日		年 月 日						
所有者	住(居)所					氏名								
担保権者	住(居)所					氏名		登記順位						

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この要求書は、地方税法第14条の16第5項の規定により、執行機関に対して交付要求をする場合に使用すること。
- 2 この要求書を作成するときまでに第6号の3様式の「徴収通知書」による質権者又は抵当権者に対する通知がされていないときは、「徴収通知書」も併せて作成し、通知すること。
- 3 「滞納金額」欄には、地方税法第14条の16第1項に規定する譲渡に係る財産につき、その譲渡前に設定された質権又は抵当権のその設定の登記がされた日前に法定納期限等のある滞納金額を記載すること。
- 4 「交付要求に係る財産又は事件名」欄の「差押年月日」欄には、要求先執行機関の差押年月日を記載するが、交付要求に係る強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合においては、「差押年月日」欄の記載は要しないこと。
- 5 「所有者」欄の「住(居)所」欄及び「氏名」欄は、交付要求に係る財産の譲受人の住(居)所及び氏名をそれぞれ記載すること。
- 6 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第6号の5様式（第8条の3関係）（滞納者、権利者用）

地方税法第14条の16による交付要求通知書														
第 号														
年 月 日														
様														
福岡県 県税事務所長 印														
<p>地方税法第14条の16第5項の規定により、下記徴収金額を下記担保権者が配当を受けるべき金額のうちから徴収するため交付要求をしましたので通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。          なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。          ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。          （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。          （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。          （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>														
滞納者 特別徴収 義務者	住（居）所													
	氏 名													
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限 法定納期限等	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要					
						円	法律による金額 ( 円)	円						
							法律による金額 ( 円)							
							法律による金額 ( 円)							
	※滞納処分費（法律による金額）							円						
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
徴 収 金 額			「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額											
交財産 要求又は 事件に係る 名														
	執行機関名				差押年月日			年 月 日						
所 有 者	住（居）所		氏 名											
担 保 権 者	住（居）所				氏 名				登記順位					

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 この通知書は、第6号の4様式の「地方税法第14条の16による交付要求書」と併せて作成すること。  
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所管県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第九号様式その一及びその二を次のように改める。

第9号様式その1 (第10条関係)

## 担保提供書

担保物件の表示

債権額 金 円  
内訳 別紙のとおり

延滞金の額 地方税法所定の額

年 月 日福岡県 県税事務所の県税徴収猶予(換価猶予)に係る  
年 月 日抵当権設定の納税担保として標記の物件を提供します。  
(又は、所有者の同意を得て標記の物件を提供します。)

年 月 日  
納税者 住所  
氏名 印

(上記の担保提供に同意します。)

年 月 日  
所有者 住所  
氏名 印

福岡県 県税事務所長 殿

- 備考 1 地方税法第16条の規定により担保(同条第1項第4号に掲げる自動車を除く。)を徴する場合に使用すること。  
2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所の」を「福岡県総務部税務課の」に、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。  
3 担保権の設定に当たり登記又は登録を必要とする担保を徴する場合は、2部提出させること。  
4 管轄法務局の異なる複数の物件がある場合、それぞれで提出させること。

第9号様式その2 (第10条関係)

担 保 提 供 書

自動車の表示「別紙のとおり」

年度 税に係る地方団体の徴収金として確定しているものの合計金  
円及び未確定の延滞金額について による納税担保として、上記担保物を提供し  
ます。

(なお、上記担保物に抵当権を設定することを承諾します。)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

納税者 住所  
氏名 印  
所有者 住所  
氏名 印

上記は、担保提供書と相違ないことを認証する。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

- 備考 1 地方税法第16条の規定により担保（同条第1項第4号に掲げる自動車に限る。）を徴する場合に使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十号様式を次のように改める。

第10号様式(第10条関係)

収入印紙  
(13号文書)  
(債務の保証に関する  
契約書)  
(一律200円)

### 保証承諾書

住所

氏名

上記の者の 年 月 日までに納付(納入)すべき県徴収金 円  
(第 号 徴収猶予許可書の分・換価猶予通知書の分)に対する納税を私において(私等保証人連帯で)保証することを承諾します。(なお、延滞金は、地方税法所定の額を承諾します。)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

保証人 住所  
氏名 印

保証人 住所  
氏名 印

- 注 1 保証人の印は、印鑑証明の届出のある印を使用し、印鑑証明書を添付すること。  
 2 保証承諾書の日付と印鑑証明書の日付を同日にすること。  
 3 保証人において印紙税法所定の収入印紙を貼付し、消印すること。
- 備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十九号の様式その二中

法人事業税・特別法人事業税

又は地方法人特別税

法人事業税・特別法人事業税

を

に改める。

第二十七号様式その一を次のように改める。

第27号様式その1 (第18条関係)

(表)

法人の 県民税 業税 税に 係る 更正 及び 過 少 申告 加算 金額 決定通知書 納額告知書

年 月 日

Table with 2 columns: 本所在地, 法人名, 代表者. Values: 様, 様.

福岡県 県税事務所長 印

管理番号

下記のとおり更正・決定したので通知します。下記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により、までに指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、又はに納付してください。

Table with columns: 申告期限, 当初, 今回, 申告日, 当初, 今回. Values: 円, 円.

Main tax calculation table with columns: 事業年度, 区分, 課税標準額, 税率, 税額, 法人事業税, 法人県民税, 均等割, 分割基準, 重加算金, 差引増減金額, 還付となる利子割額.

(裏)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
  - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第三十四号様式その三中

法人事業税・特別法人事業税  
又は地方法人特別税

を

法人事業税・特別法人事業税

に改める。

第三十四号様式その四中

法人事業税・  
特別法人事業税  
又は地方法人特別税

を

法人事業税・  
特別法人事業税

に改める。

第三十六号様式その一中

法人事業税・特別法人事業税  
又は地方法人特別税

を

法人事業税・特別法人事業税

に改める。

第三十八号様式その一中

法人事業税・  
特別法人事業税  
又は地方法人特別税

を

法人事業税・  
特別法人事業税

に改める。

第五十一号様式を次のように改める。

第51号様式 (第31条関係)

縦15センチメートル・横4センチメートル

年 月 日 差押

県徴収金滞納処分差押物件

福岡県 県税事務所

この封印を毀損したものは、刑法第九十六条により処罰されます。また、この物件を隠蔽、損壊したときは地方税法の規定により処罰されます。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第六十一号の三十六様式の次に次の二様式を加える。

第61号の36の2様式 (第31条関係)

配 当 計 算 書 更 正 通 知 書		第 号
		年 月 日
住 (居) 所		
氏名又は名称 様		
福岡県 県税事務所長 印		
<p>下記のとおり、先に送達した配当計算書に記載されている配当金額を、国税徴収法第133条第2項の規定の例により更正したので通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。          なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。          なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。          ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。          （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。          （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。          （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		

滞納者	住 (居) 所							
	氏 名							
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在					金 額		
						円		
支 払	債権者の住 (居) 所及び氏名	更 正 前			更 正 後			備考
		県税事務所長が確認した債権額	配当順位	配当金額	県税事務所長が確認した債権額	配当順位	配当金額	
		円		円	円		円	
残余金		(                    へ交付)                    円			(                    へ交付)                    円			
換価代金等の交付	期 日			場 所				
	年	月	日	時	分			

- 備考
- 1 本書は、配当計算書に関する異議の申出があったときにおいて、国税徴収法第133条第2項の規定の例により当該配当計算書を更正した場合に作成すること。
  - 2 この通知書は、配当計算書に関する異議に係る者および滞納者に交付すること。
  - 3 この通知書は、原則として換価財産の売却区分ごと又は差押債権1個ごと等に別紙とする。ただし、換価代金等の配当を受ける権利を有するものが、県税事務所長だけであるときは、2以上の売却区分にわたる財産について、1枚の配当計算書更正通知書の受入欄を売却区分ごと等に別行に記載する方法によってもさしつかえないこと。この場合において、「配当計算書更正通知書付属書」（第61号の36の2様式の付属書）を滞納者あての配当計算書更正通知書に添付するときには、売却区分ごと等に別行としないで、「何々外何点の売却代金」等と一括表示してもさしつかえないこと。
  - 3 「支払」欄には、配当を受ける権利を有する者のすべて（優先順位の関係等により、現実には配当を受けられないこととなる者を含む。）について記載することとし、原則として、私債権にあっては、各債権ごと、交付要求にかかる地方税及び公課にあっては交付要求書（参加差押を含む。以下同じ。）ごと、また差押え及び交付要求にかかる地方団体にあっては滞納1件ごとに別行に記載する。ただし、「配当計算書更正通知書付属書」を添付する場合には、地方団体の徴収金、国税公課又は私債権の各権利者ごとに別行に記載すること。
  - 4 「支払」欄の「備考」には、配当金の供託を要する場合に、その旨を簡記すること。
  - 5 複写とし、控えには伺い欄を設けること。
  - 6 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「県税事務所長が」を「知事が」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。



第六十一号の百三様式を次のように改める。

## 第61号の103様式（第31条関係）

収 受 日	収受担当者	データ入力日	データ入力者
年 月 日		年 月 日	

## 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

太枠内は入札参加申込者が記入すること。

福岡県

公 売 保 証 金 納 付 書			
年度	歳入歳出外現金	保証金その他	公売保証金
金 額	円		年度
上記金額を納付します。		(記入日) 年 月 日	公告第 号
入 札 者	住 所(所在地)	売却区分番号	
	フリガナ	第 号	
	氏 名(名 称)	受 付 印	
	電 話 番 号		
	会員識別番号		
	メールアドレス		

※ 「会員識別番号」欄には、KSI官公庁オークションが発行した会員識別番号を記入すること。

公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書			
福岡県知事・福岡県 県税事務所長 殿			
返還事由が生じたとき、上記公売保証金額を返還願います。			
返還の際は、以下の口座へ振り込んでください。			
なお、返還につき、入札終了日に遅れて返還されることについて異議はありません。			
公売保証金 返還請求者	フリガナ		
	氏 名(名 称)		
振 込 先	金 融 機 関 名 (郵便局を除く)	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支店
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号
口座名義人	住 所(所在地)		
	フリガナ		
	氏 名(名 称)		

第六十四号様式中

「代表者の氏名」

「代表者の氏名」

に

「印」

を

「関与税理士署名押印」

印

を

「関与税理士署名」

に改める。

第六十四号の三様式を次のように改める。

第64号の3様式（第34条の2、第38条関係）

		管理番号																
受付印  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	法人名																	
	法人番号																	
	所在地	電話 ( )																
	代表者名																	
	代表者住所																	
還付請求事由	1 更生手続開始決定 2 再生手続決定 3 法人税法施行令第24条の2第1項に規定する再生計画認可の決定に準ずる事実 4 地方税法施行規則第3条の2の2第1項又は第4条の3の2第1項に規定する事由																	
上記事由の発生日	年 月 日																	

仮装経理還付請求書

地方税法 第53条第35項 第72条の24の10第4項 の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税割額 仮装経理事業税額の 仮装経理特別法人事業税額 還付を請求します。

1 還付請求額の明細

仮装経理に基づく過大申告をした事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	確定申告書提出年月日	年 月 日
仮装経理に基づく過大申告の更正の日	年 月 日	控除開始事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
法人事業税・特別法人事業税		法人県民税（法人税割）	
仮装経理事業税額 ①		仮装経理法人税割額 ⑧	
既に控除した税額 ②		既に控除した税額 ⑨	
還付請求額（①－②） ③		還付請求額（⑧－⑨） ⑩	
仮装経理特別法人事業税額 ④		還付請求額合計（⑦＋⑩）	
既に控除した税額 ⑤			
還付請求額（④－⑤） ⑥			
還付請求額小計（③＋⑥） ⑦			

2 還付を受けようとする金融機関等

金融機関名		口座番号等	普通・当座 ( )
本支店名			

- 注1 この請求書は、一事業年度ごとに一部提出してください。
- 注2 この請求書を提出する際は、還付請求事由を証する書類を添付してください。
- 注3 「確定申告書提出年月日」の欄は、当該事業年度分の確定申告書を提出した年月日を記載してください。

第六十五号様式中

「代表者の氏名」

「印」を

「代表者の氏名」

に

関与税理士署名押印

(TEL

印

を

関与税理士署名

(TEL

に改める。

第六十五号の二様式を次のように改める。

第65号の2様式 (第34条の3、第39条の2関係)

法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知書

第 号  
年 月 日

知事 殿

福岡県 県税事務所長 印

このことについて、次のとおり通知します。

Table with 6 columns: 法人番号, (フリガナ), 法人名, 主たる事務所等の所在地, 事業年度, 申告期限の延長月数, 事業税, 県民税, 資本金の額又は出資金の額, 連結区分, 事業年度区分, 法人区分, 資本金等の額.

Table with 4 columns: 税務官署の通知年月日, 法人税申告年月日, 申告処理年月日, 税務官署の処理区分, 税務官署の申告区分, 申告処理区分, 税務署, 減額更正の理由.

Main tax calculation table with multiple columns for 課税標準等の総額, 法人事業税, 重加算金, 過少申告加算税額, 不申告加算税額, 重加算税額, 対象所得, 対象付加価値額, 対象資本金等の額, 対象収入金額.

Table for 分割基準 (Division Basis) with columns: 種類, 内訳, 総数, 法人事業税, 法人県民税, 関係都道府県の事務所等所在地, 分割都道府県数.

Table for 外国法人税等の額の控除額 (Foreign Corporate Tax Credit) and 仮装経理 (Disguised Management) with columns: 法人税割額から控除すべき外国税額の総額, 都道府県民税分, 市町村民税分, 都道府県民税分, 市町村民税分, 都道府県民税分, 市町村民税分, 軌道又は鉄道の売上高, 軌道又は鉄道の売上高, その他部門の売上高, 対象法人税額, 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業, 対象所得金額, 対象付加価値額, 対象資本金等金額, 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業, 対象収入金額, 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業, 対象所得金額, 対象付加価値額, 対象資本金等金額, 対象収入金額, 特定寄附金の合計額, 対象法人税額, 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業, 対象所得金額, 対象付加価値額, 対象資本金等金額, 対象収入金額, 欠損事業年度の所得金額 (欠損金額).

備考 (Remarks) section.

連絡先:

電話番号:

課税番号:

第七十一号の二様式中

「三」

を削り、「特別徴収義務所」を「特別徴収義務者」に改める。

第七十二号様式及び第七十三号様式中「又は地方法人特別税」を削り、

事業税・特別法人事業税

又は地方法人特別税

を

事業税・特別法人事業税

に改める。

第七十三号の二の二様式及び第七十三号の二の三様式中「特別法人事業税又は地方法人特別税」を「特別法人事業税」に

「特別法人事業税額」  
うち又は地方法人特別税額」  
を「うち特別法人事業税額」に改める。

第七十三号の二の四様式中「特別法人事業税又は地方法人特別税」を「特別法人事業税」に、「正、副」を「正副」に

「所得割額、特別法人事業税額、又は地方法人特別税額」  
を  
「所得割額、特別法人事業税額」  
に改める。

第八十三号の十九様式を次のように改める。

## 第83号の19様式（第48条の3関係）

## 県たばこ税の納期限の延長申請書

受付印   年 月 日 福岡県博多県税事務所長 殿		申 請 者	住所又は所在地		
			氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
			法人番号		
			この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ( )		
地方税法第74条の11第1項の規定により、次のとおり県たばこ税（ 年 月分）の納期限の延長を申請します。					
申告納付すべき税額		①	円		
①のうち納期限内に納付する税額		②	円		
納期限の延長を受けようとする税額		①-②	円		
申告書提出日			年	月	日
法定納期限			年	月	日
延長納期限			年	月	日
納期限の延長申請の事由					
担保 の 内 容	所在地		種類	数量	価額（円）
	保証人	住所	保証金額		
氏名		職業	電話		
納期限の延長申請の事由となった売渡し等の内訳					
課税標準数量（売渡し等の本数）			税 額		
旧3級品以外	旧3級品	合計	旧3級品以外	旧3級品	合計
(ア) 本	(イ) 本	(ウ) 本	円	円	円

注 この申請書には、付表の納期限の延長申請の事由となった売渡し明細書及び納期限の延長申請の事由を証明する書類を添付すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第83号の19様式付表（第48条の3関係）

年 月 分 納期限の延長申請の事由となった売渡し明細書

申請者名 \_\_\_\_\_

売渡し 年月日	売渡し先（小売販売業者等）		売渡し本数（本）		
	住所又は所在地	氏名又は名称	旧3級品以外	旧3級品	合計
売渡し本数の合計			(ア)	(イ)	(ウ)

第三百三十五号様式及び第三百三十六号様式中「㉔」を削る。  
第三百三十七号様式中「㉕」を削る。  
第三百四十三号様式から第三百五十一号様式までを削る。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 目次の改正規定、第四章を削る改正規定、第五章の改正規定、同章を第四章とする改正規定、様式目次の改正規定（第四百四十三号様式から第三百五十一号様式までを削る部分に限る。）及び第三百四十三号様式から第三百五十一号様式までを削る改正規定 令和四年一月一日
  - 二 第七条及び第四号様式の改正規定 令和四年一月四日  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

正  
誤

3 ・ 11 ・ 9	発行年月日	
249 増刊①	番 公 号 報	
人事委員 会規則	種 類	
22	番 同 号 上	
4	ペ ー ジ	
○	上	欄
	下	
前 から 13	行	
	備 考	
注 意 事 項 6 を 注 意 事 項 5 と す る。	正	
注 意 事 項 6 . . . . . を 注 意 事 項 5 と す る。	誤	